

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良市長から次のとおり公共測量を終了したについて通知がありました。

平成三十年三月十三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（航空写真測量）

二 測量の地域 奈良市全域

三 測量の終了年月日 平成三十年二月二十八日